

兵庫県公報

平成25年6月13日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1
○ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（同）	4

公布された法令のあらまし

●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第25号）

国からの要請を踏まえ、国家公務員の給与水準との均衡を図るため、職員の給与について次のとおり所要の措置を講ずることとした。

1 給料月額の特例

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員の給料月額に係る一定の割合を減ずる措置について、その減ずる割合を引き上げることとした。

2 地域手当の特例

平成25年7月1日から平成27年3月31日までの間、職員の地域手当について、その支給割合を引き上げることとした。

●職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第26号）

本県職員の定年退職の時期が年度末であること及び他府県の状況を考慮し、退職した者に対する退職手当について所要の整備を行うこととした。

条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第25号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項中「。以下「旧条例」という。」を削り、同項を附則第2条とする。

附則第3項から第26項までを削る。

附則第27項の前の見出しを削り、同項を附則第3条第1項とし、同条に見出しとして「（給料月額の特例）」を付する。

附則第28項を附則第3条第2項とする。

附則第29項中「及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第59号）附則第7項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を附則第4条とする。

附則第30項を削る。

附則第31項を附則第5条とし、附則第32項を附則第6条とする。

附則第33項から第49項までを削る。

附則第50項の前の見出しを削り、同項を附則第7条第1項とし、同条に見出しとして「（通勤手当の特例）」を付する。

附則第51項中「附則第50項」を「附則第7条第1項」に改め、同項を附則第7条第2項とする。

附則第52項中「附則第50項」を「第1項」に、「附則第51項」を「附則第7条第2項」に改め、同項を附則第7条第3項とする。

附則第53項を削る。

附則に次の2条を加える。

(給料月額の特例)

第8条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における附則第3条第1項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「100分の7」とあり、及び同項第2号中「100分の6」とあるのは「100分の9.7」と、同項第3号中「100分の4」とあり、同項第4号中「100分の3」とあり、及び同項第5号中「100分の2.8」とあるのは「100分の7.7」と、同項第6号中「100分の2.5」とあるのは「100分の4.7（臨時的に任用された職員にあっては、100分の2.3）」とする。

2 前項の規定により附則第3条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第8条第1項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(地域手当の特例)

第9条 平成25年7月1日から平成27年3月31日までの間における職員（防災監等を除く。）の地域手当に係る第16条の2第2項及び第16条の4第1項の規定の適用については、第16条の2第2項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合に100分の2を加算した割合」と、第16条の4第1項中「同条第2項各号に定める割合」とあるのは「同条第2項各号に定める割合に100分の2を加算した割合」とする。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項中「。以下「旧条例」という。」を削り、同項を附則第2条とする。

附則第3項から第25項までを削る。

附則第26項の前の見出しを削り、同項を附則第3条第1項とし、同条に見出しとして「(給料月額の特例)」を付する。

附則第27項を附則第3条第2項とする。

附則第28項中「及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第59号)附則第7項」を削り、「これら」を「同条」に改め、同項を附則第4条とする。

附則第29項を附則第5条とする。

附則第30項から第45項までを削る。

附則第46項の前の見出しを削り、同項を附則第6条第1項とし、同条に見出しとして「(通勤手当の特例)」を付する。

附則第47項中「附則第46項」を「附則第6条第1項」に改め、同項を附則第6条第2項とする。

附則第48項中「附則第46項」を「第1項」に、「附則第47項」を「附則第6条第2項」に改め、同項を附則第6条第3項とする。

附則第49項を削る。

附則に次の2条を加える。

(給料月額の特例)

第7条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における附則第3条第1項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「100分の7」とあり、及び同項第2号中「100分の6」とあるのは「100分の9.7」と、同項第3号中「100分の4」とあり、及び同項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の7.7」と、同項第5号中「100分の2.8」とあるのは「100分の7.7（臨時的に任用された職員にあっては、100分の2.6）」と、同項第6号中「100分の2.5」とあるのは「100分の4.7（臨時的に任用された職員にあっては、100分の2.3）」とする。

2 前項の規定により附則第3条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第7条第1項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(地域手当の特例)

第8条 平成25年7月1日から平成27年3月31日までの間における職員の地域手当に係る第18条の2第2項

及び第18条の3第1項の規定の適用については、第18条の2第2項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合に100分の2を加算した割合」と、第18条の3第1項中「同条第2項各号に定める割合」とあるのは「同条第2項各号に定める割合に100分の2を加算した割合」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附則第5項の見出しを削り、同項中「平成25年1月1日」を「平成25年7月1日」に、「附則第3項」を「前項」に改め、「に規定する」の右に「第1号任期付研究員及び」を、「については、」の右に「同項第1号中「100分の7」とあり、及び同項第2号中「100分の6」とあるのは「100分の9.7」と、同項第3号中「100分の4」とあり、及び」を加え、「、「100分の2.6」を「100分の7.7」に改め、同項を附則第4項とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附則第6項の見出しを削り、同項中「平成25年1月1日」を「平成25年7月1日」に、「附則第4項」を「前項」に改め、「については」の右に「、同項第1号中「100分の7」とあるのは「100分の9.7」と」を加え、「、「100分の2.8」を「100分の7.7」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 教育長の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第49号）第3条の規定により職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により教育長の地域手当の額を算定する場合には、第1条の規定による改正後の職員給与条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）附則第9条の規定は、適用しない。

3 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号。以下「特別職条例」という。）第3条第2項の規定により職員給与条例の各相当規定を準用して特別職条例第1条に規定する特別職に属する常勤の職員の地域手当の額を算定する場合には、改正後の職員給与条例附則第9条の規定は、適用しない。

4 改正後の職員給与条例附則第9条において改正後の職員給与条例第16条の2第2項の規定を読み替えて適用する場合における職員の特地勤務手当等に関する条例（昭和46年兵庫県条例第1号）第3条の2の規定の適用については、同条中「同条」とあるのは、「同条例附則第9条において読み替えて適用する同条例第16条の2」とする。

5 第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する条例附則第8条において同条例第18条の2第2項の規定を読み替えて適用する場合における公立学校教職員のへき地手当等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第47号）第3条の2の規定の適用については、同条中「同条」とあるのは、「教育職員条例附則第8条において読み替えて適用する教育職員条例第18条の2」とする。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

6 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「改正後の給与条例附則第27項又は改正後の教育職員条例附則第26項」を「給与条例附則第3条第1項又は教育職員条例附則第3条第1項」に改める。

7 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正後の給与条例附則第51項」を「給与条例附則第7条第2項」に、「(附則第51項)」を「(附則第7条第2項)」に改める。

附則第5項中「改正後の教育職員条例附則第47項」を「教育職員条例附則第6条第2項」に、「(附則第47項)」を「(附則第6条第2項)」に改める。



職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第26号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成25年 3 月 1 日から同年12月31日まで」を「平成25年 3 月 1 日から平成26年 3 月31日まで」に、「平成26年 1 月 1 日から同年12月31日まで」を「同年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで」に改める。

- (1) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）附則第20条
- (2) 公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）附則第18条
- (3) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年兵庫県条例第37号）附則第 3 項
- (4) 公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年兵庫県条例第40号）附則第 3 項
- (5) 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18年兵庫県条例第11号）附則第 2 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。